

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和5年12月作成)

(第1編)

第9章 裁判上の期限

第197条 (一人制裁判所) 裁判官、(合議制) 裁判所および裁判所書記官の裁定並びに裁判手続きは、それぞれに指定された期限内に下され、また、実行される。

(本条の最終改訂。2009年)

第198条 期限が設定されていない場合は、遅滞なく下されなければならない、また、実行されなければならないと解される。

第199条 裁判官および裁判所は、必要に応じて、当事者からの要請を必要とせずに、その補助者および廷吏に(遅滞の)当該懲戒処分を科す。もし、裁判官および裁判所がそうしなかった場合には、自身が責任を負う。

第200条 裁判上の期限の不当な遅延によって自らが不利益を被っていると考えられる者は、恩赦・司法省に苦情を申し立てることができ、その苦情が根拠があると認められた場合には、対応する検察官に、その検察官が、職権により、法律に従って適切な(責任追求)不服申立てを提起するために、送付される。

第201条 年のすべての日と時刻は、特別な開廷許可を必要とせずに、刑事訴訟事件の予審のためには開廷日と時刻となる(*年中無休の意味)。

(本条の最終改訂。2000年)

第202条 裁判上の期限は、法律が別のことを明示していない場合、延長できない。ただし、証明された正当な理由があるときは、可能であれば、訴訟事件が到達した段階から後戻りすることなく、中断または再開され得る。

正当な理由とは、本来そうすべき者の意思に独立して、裁定を下す、または、訴訟手続きを実行することを不可能とする理由を指す。

第203条 判決は、付帯事件の審問が開催された日から、または、裁判が終了した日から3日以内に下され、署名される。

軽罪に関する裁判での判決は例外であり、判決は、その同日または翌日に下されなければならない。

第204条 (裁判官/裁判所) 決定(*auto)および(書記官) 決定(*decreto)は、(そ

れらで) 裁定しなければならぬ請求がなされた、または、訴訟行為が、それらが下されるといふ段階に達した日の翌日に下され、署名される。

(裁判官/裁判所) 命令(*providencia)および(書記官) 命令(*diligencia)は、訴訟行為からそれらを下す必要がある場合には直ちに下され、署名される。あるいは、それらが下される請求が提起された同日または翌日に下され、署名される。

(訳者注: 裁判官/裁判所の resolución(判断、裁判。ここでは裁定と訳した。)には、sentencia(判決)、auto(決定)、providencia(命令)がある。また、裁判所書記官の裁定には、diligencia(命令)および decreto(決定)がある。一般に決定(auto, decreto)には理由が付されるが、命令(providencia, diligencia)には理由は不要である。第 141 条と第 142 条の 2 参照。)

(本条の最終改訂。2009 年)

第 205 条 公判の進行が中断されないために、または、遅延で法律規定に違反しないために、より短期間に下されなければならない(裁判官/裁判所) 決定、(書記官) 決定、(裁判官/裁判所) 命令および(書記官) 命令は、前条の規定から除外される。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 206 条 裁判所書記官は、すべての書面による請求を、請求状が開廷時刻の前または開廷中に引き渡された場合はその日に裁判官または裁判所に報告し、その後引き渡された場合は翌日報告する。

いずれにしても、受領後すぐに、引渡し人の立会いの下で、請求状の下部に引渡し日時を記録する短いメモが作成され、引渡しを証明するのに十分な文書を、要求する利害関係者に交付する。

第 207 条 裁判所の首府でなされるべき通知、呼出しおよび召喚は、遅くとも、通知されなければならない裁定、または、それによって呼出しまたは召喚がなされる裁定が下された翌日に実行される。

第 208 条 このような法的手続きを首府の外で実行する必要がある場合、裁判所書記官は(通知) 令状(cédula)を裁判部の職員または廷吏に(それらが送付するために) 引渡し、または、共助嘱託書を職権で送付するか、必要に応じて裁定を下した翌日に当事者に(それらが送付するために) 引渡し。

第 209 条 前条で引用される法的手続きは、首府とそれが実施されるべき地点の間の 20 キロメートルごとに 1 日を超えない期間内に実行される。

第 210 条 他のすべての法的手続きは、それを命じる裁定が下されたときに(裁定で) 設定される期間内に実行される。

第 211 条 裁判官および裁判所の裁定に対する（不服当事者の）変更請求（recurso de reforma）または再調査請求（recurso de súplica）は、訴訟当事者への（裁定の）通知後 3 日の期間内に（同じ裁判官および裁判所に）提起される。

裁判所書記官の裁定に対する変更請求（recurso de reposición）および再審理請求（recurso de revisión）は、同じ期間内に（同じ書記官に）提出される。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 212 条 控訴は、前条で示される不服申立てになされた（控訴対象となる）司法裁定の最後の通知の翌日から数えて、5 日以内に提起される。

破棄請求の準備（*第 5 編第 2 章第 1 節第 2 款）は、それを提起しようとするところの判決または決定の最後の通知の日から 5 日以内になされる。

軽罪に関する裁判で下された判決に対する控訴は除外される。この不服申立ての期限は、最後の通知が実行された日の翌（開廷）日となる。

第 213 条 法律に期限が示されていない苦情の不服申立て（recurso de queja：第 95 条の訳者注参照）は、訴訟が係属中はいつでも提起できる。

第 214 条 裁判所書記官は、遅滞なく、自らの責任において、裁判官または裁判所に裁判期限の満了を通知する義務を負い、これを（報告）メモにより記録する。

第 215 条 法律、または、必要に応じて裁判官または裁判所により設定された期限が経過すると、手続きは到達した段階で職権により続行される。

訴訟書類がある者の権限の下にある場合、裁判所命令を必要とせずに裁判所書記官の責任で（訴訟書類は）回復される。即座に引渡さない、または、意見または主張をなす義務がある場合に、そうしないで引渡す場合は、回復行為を発生させた者に 25 ペセタから 250 ペセタの罰金を科して、回復される。後者のケースで、裁判官または裁判所は 2 度目の節度ある期限を示し、期限が過ぎても処理された訴訟書類が返還されない場合、本条で言及される者は不服従の罪で起訴される。

たとえ罰金を科されても一件書類を返還しない者も、この罪で起訴される。